

第 9 回府中市市民協働推進協議会 会議録

- 日 時 平成 26 年 2 月 10 日（月）午前 10 時～午後 12 時 10 分
- 会 場 市役所北庁舎 3 階第 4 会議室
- 出席者 （委員）
千賀会長、山崎副会長、太田委員、正満委員、田中委員、戸島委員、長島委員、長谷部委員、原委員、日笠委員、村山委員
（事務局）
村越市民活動支援課長兼市民協働推進担当主幹、
岩田市民活動支援課長補佐、板橋市民協働推進担当副主幹、
竹内支援係長、新妻市民協働推進担当主査、内藤事務職員
（オブザーバー）
松木府中 NPO・ボランティア活動センター事務局長
（運営支援事業者）
株式会社創建 大谷氏、山崎氏
- 欠席者 八木委員、山上委員
- 傍聴者 4 人
- 議 事
- 1 開会
 - 2 議題
 - (1) パブリック・コメント手続における意見の反映について
 - (2) 中間報告書の検討について
 - 3 その他
- 資 料
- 1 市民協働の推進に関する基本方針（案）及び市民協働都市宣言（案）へのパブリック・コメント手続の実施結果について
 - 2 各委員からの意見を踏まえた基本方針項目の整理
 - 3 府中市市民協働推進協議会中間報告書（案）

1 開会

(会長) 定刻になりましたので、第9回府中市市民協働推進協議会を開会いたします。それでは事務局から本日の委員の出席状況などについて、報告をお願いします。

(事務局) みなさんおはようございます。本日はご多忙のところ、本協議会にご出席いただき、ありがとうございます。それでは、事務局から何点かご報告を申し上げます。

本日の出席状況でございますが、田中委員、長島委員から遅れるところのご連絡をいただいております。なお、本日は定数13名中9人の委員の皆様に出席をいただいております。したがって、過半数を超えておりますので、本協議会は有効に成立していることを併せてご報告します。

続きまして、本日の傍聴ですが、現在までに3名の方の応募があり、2名の方がいらっしゃっています。傍聴の許可につきまして、本協議会のご判断をいただきたいと存じます。

(※「異議なし」の声あり)

(会長) それでは、異議がないということですので、傍聴者の入場を許可いたします。事務局をお願いします。

(事務局) ありがとうございます。それでは、傍聴希望者に入場いただきます。

(※傍聴者入場)

(※入場後)

(※事務局より資料の確認)

(※事務局から、12月19日に開催した職員研修及び1月25日開催した市民協働推進シンポジウムの報告)

(※松木事務局長よりシンポジウムの参加者等について報告)

(※事務局よりスケジュールの確認)

(会長) ありがとうございます。それでは、議事を進めます。前回12月13日に実施した第8回目の協議会の議事録につきましては、事前にご確認いただいておりますが、改めて修正等でお気づきになることはございますか。

(委員) 7頁の中段で、「中身の話ではないですが～」の発言の中で、「最初の一つにまとめて」の「最初の」を削除、「後の3つを」を「3つの項目を」に修正、「4回並べる」を「3回並べる」にそれぞれ修正してほしい。また、11頁の中段で「従業員や学生がいるということが

刻まれていかないと」というのがわかりにくいのと、その後の「片手落ち」というという表現が気になります。あと、下から6行目の「事前団体」は「慈善団体」の誤りと思いますので修正をお願いします。

(事務局) 7頁の方はご指摘のとおり修正します。11頁の方は、「刻まれていかないと」を「見えてこないと」に、「片手落ち」は「不十分」といった形で修正してはどうでしょう。

(委員) それでいいと思います。

(会長) 他にはありませんか。

(※特になし)

(会長) それでは、修正した議事録及び資料を、第8回目の協議会議事録として確定させていただき、市役所3階情報公開室、中央図書館、ホームページ等で公開いたします。

2 議事

(1) パブリック・コメント手続における意見の反映について

(会長) それでは議題に入ります。議題の1 パブリック・コメント手続における意見の反映について、お願いします。

(事務局) 資料1をご覧ください。市民協働の推進に関する基本方針(案)及び市民協働都市宣言(案)へのパブリック・コメント手続ですが、平成25年12月24日(火)から、1月27日(月)の35日間意見募集を行い、提出者数5人、提出意見件数12件のご意見を頂戴いたしました。いただいた意見についてですが、すべて基本方針に関するご意見となっております。資料左から、①通し番号、②掲載ページ、③項目、④意見の概要、⑤事務局回答案、⑥協議会の考え方を記載する欄、となっております。なお、参考1につきましては、いただいたご意見の原文を記載しております。

(会長) それでは、資料1に基づいて、順番に一つずつ検討していきましょう。事務局、意見と事務局案を読み上げてください。

(※事務局より、意見番号1について読み上げ)

(事務局) これは、おほめの言葉ということで、こういった意見には、特に回答はしないことになっております。

(※事務局より、意見番号2について読み上げ)

(会長) 何かご意見はありませんか。

(※特になし)

(※事務局より、意見番号3について読み上げ)

(会長) 何かご意見はありませんか。

(※特になし)

(※事務局より、意見番号4について読み上げ)

(会長) 何かご意見はありませんか。

(委員) この回答案では、「あらためて追加表記する必要はない」と言い切っているが、少し言いすぎな気がします。事務局案のとおりでもよいですが、「より積極的に」「今まで以上に」という表現を追加してもよいのではないのでしょうか。

(委員) 「第1章 基本方針の経緯と位置づけ」に、これまで取り組んできたが上手くいかなかったというような表現を入れてはどうかと思います。前の指針は、検討しますという表現が多かったと思います。第1章の第二段落の「努めてきました。」の後に追加してはどうでしょう。

(会長) 必ずしも十分でなかったというような表現でもよいかもしれません。

(委員) この意見では、前の指針やマニュアルがあったのに、使われていなかったのなら、また作成しても使われないのではないか、ということが気になっていると思います。前の指針について、こういった使われ方をしましたなどがあれば、記載してもよいと思います。

(委員) 注という形で書くのがよいと思います。できなかったことをわざわざ書かなくてもよく、今後のステップとして、注で事例を入れることができればと思います。

(副会長) 1章の記述では、協働が、行政とNPOのものだけと思われそうな気がします。自治会や町会、コミュニティ協議会などもあるので、協働は、他の主体もやってきたということを記述してはどうでしょうか。

(※事務局より、意見番号5について読み上げ)

(会長) どちらでも大きく意味は変わらないと思いますが。

(委員) 「は」の方が少し強調した印象があるとは思いますが。

(※事務局より、意見番号6について読み上げ)

(会長) 確かに、「自己責任」は言いすぎかもしれません。

(委員) 目的型活動団体で言うのなら、教育機関や事業所なども自己責任で行っているのでは、ということになってしまいます。

(委員) これはとても大切な意見だと思います。

(※事務局より、意見番号7について読み上げ)

(会長) 協働推進のための場づくりということですが、いかがでしょうか。協議会を作ってほしいということですね。

(委員) 協働に限らなくても、生涯学習の場やたまり場となる場所は確かに必要と考えます。自治会の集会場、公会堂の開放などの話もあると思いますので、次年度に記述していけばよいのではないのでしょうか。集まりやすい場所が、ネットワークとしていくつかあってもよいと思います。

(委員) 方針の記載を変更するという意見ではなく、これをきっかけに次にやることを考えてくださいということで、事務局の案でよいと思いますが、「世代を超えた」ということを表現を加えてはどうかと思います。若者、子どもたち、マンションの中に入っている人をどうにかするというのは考えたいと思います。回答はこれでもよいと思いますが。

(副会長) 協働を進めていく上で「世代を超えて」ということは重要だと思います。世代を超えての協議会というのは、聞いたことがないので、これから子どもも参加してもらおうということは、大切なことだと思います。そういった協議会を設置することを記述してはと思います。

(委員) 「世代を超えた」という考えは大切にしていきたい視点です。

(※事務局より、意見番号8について読み上げ)

(会長) これは事務局案でよいと思いますがどうでしょうか。

(※特になし)

(※事務局より、意見番号9について読み上げ)

(会長) 「府中市らしい」というのは、確かに難しいテーマですが、各主体が、それぞれの特性や専門性を十分に発揮することが、府中市らしいということではと思います。

(※特になし)

(※事務局より、意見番号10について読み上げ)

(会長) これも事務局案でよいと思いますが。

(※特になし)

(※事務局より、意見番号11について読み上げ)

(会長) いかがでしょうか。

(※特になし)

(※事務局より、意見番号12について読み上げ)

(会長) いかがでしょうか。

(※特になし)

(会長) 皆さんご意見ありがとうございました。それでは、事務局修正をお願いいたします。細かい文言の修正については、事務局と相談のうえ、会長預かりとさせていただきます。

(2) 中間報告書の検討について

(会長) 続きまして、議題2の中間報告書の検討について、お願いします。

(事務局) 資料3をご覧ください。次回協議会では中間報告書の最終確認をいただく予定でございます。掲載内容については、この1年間皆様が本協議会でご議論いただいた内容でございます。なお、方針(案)につきましては、先ほどご議論いただきました、パブリック・コメント手続における対応を踏まえまして、変更させていただきます。それでは、掲載内容につきまして、コンサルタントよりご説明いたします。

(※創建より資料3を基に中間報告書(案)について説明)

(会長) ありがとうございました。それでは、質問、ご意見等よろしく申し上げます。

(委員) 1頁の1行目、「平成25年5月27日付25府市市発第91号」とあるが、ここまで細かい記述は要らないのではと思います。「平成25年5月27日」だけでもよいのではないのでしょうか。

(会長) これは文書番号なのですが、府中市のルールとしては、文章番号が必要でしょうか。

(事務局) 表現を修正して細かいところは削除できると思います。

(委員) 基本方針の第2章で、「市の財政の逼迫」とか「市の税収が減少傾向にあり」といった趣旨の表現を追加してはどうでしょう。あまりストレートに書くのは難しいかもしれませんが、基本的な認識として抑えておくべきではと思います。また、下から8行目の「大企業や国立大学、競馬場や競艇場」というところに、「医療、保健機関」を入れてはと思います。下から2行目には「住民自治の本旨に立ち返って」という

表現を入れてほしいです。川北先生の講演などでも、住民自治の重要性について話をされています。

(会長) 基本方針は、パブリック・コメントにかけたもので、議会にも報告しているものなので、あまり変えられないと思います。文言の言い回しなどはよいと思いますが、重要な変更といえるものは難しいと思います。

(事務局) 前回の協議会後に出された委員意見は参考資料２に掲載しています。前回の協議会後の修正を会長と調整させていただいて、１２月１３日に確定させたものに基づいてパブリック・コメントをかけています。

(会長) 報告書の「はじめに」のところは、変更することはできますが、宣言と方針は、変更は最小限にすべきと思います。

(委員) １２月の協議会後にいただいた意見も、パブリック・コメントと合わせて修正するという認識を持っていました。先ほどの意見と同じですが、２頁の「大企業や国立大学、競馬場や競艇場」のところには、「医療機関」を入れてほしいと思います。

(委員) パブリック・コメントをかけたといっても、変更してもよいと思います。まだこれは中間報告書ですし、私たちは２年の任期で検討していますので、ここで固めてしまう必要はないと思います。追加で、３頁の協働の主体には、警察と消防を入れてほしいと思います。表現は、「市・公共機関（警察、消防等）」としてはどうでしょうか。２頁のところは、「医療・保健機関」でどうでしょう。

(副会長) その意見に私も賛成です。「医療機関」もしくは「総合保健施設」などではどうでしょう。

(委員) ７頁の図の方にも加えることになるでしょうか。パブリック・コメント後ということで、どこまで直せるかというのはあると思いますが。

(副会長) 入れた方がよいと思います。

(委員) この基本方針では、市を除いた主体間の協働を推進することになっているのであるなら、警察や消防も主体に含むべきと思います。

(事務局) ２頁に医療機関を追加する意見については、前回の協議会でも出ていた意見ですが、その後の「活気と賑わい」につながらないと事務局で判断して、修正しない判断をしたものです。

(委員) 「活気と賑わい」を「住みたくなるまち」といったニュアンスの言葉に変えれば、問題ないのではないのでしょうか。

(副会長) 「安全・安心や活気と賑わい」としてはどうでしょう。

(会長) 主体として、警察や消防を入れるのは、あちらに相談しなくて載せてよいのかということも考えられます。

- (委員) 警察や消防の方が見ているかはわかりませんが、パブリック・コメント時に載っていなかったのに、後から記述するのは、記載されているなら意見を言いたかったというのも出てきてしまうかもしれません。
- (委員) 12月の協議会で意見が出ていたので、その時に入れておけば問題なかったと思います。
- (副会長) パブリック・コメントは案として出しているの、その後でも、入れるべきことは追加してもよいと思います。
- (会長) そこはやはり程度の問題があると思います。
- (委員) 重要な変更にあたらないのなら直せるかもしれませんが、主体のことだと重要な変更になってしまうように思います。
- (事務局) 他の自治体の、協働に関する方針を見ると、警察や消防は入っていません。警察、消防は、当然法律に基づいて当然守られなくてはならない立場なので、協働の主体としては考えられていないものと思います。そのため、公的機関を名指しで例示して記述するのは難しいと判断しているものです。
- (委員) 例えば、三鷹市のように、大学病院があつて、そこに地域包括支援センターがあつて、町医者も連携しているというのも協働だと思います。府中でそういった例があるかはわかりませんが、医療や、防災、防犯で協働が生まれるなら、とても面白いことだと思いますので、記述していてもよいのではないかと思います。
- (委員) 三鷹市でも、当初は警察や消防は、協働の対象に入っていませんでしたが、市民の安全、安心のための取組という中で、個別に条例を作るなどして、医療機関などとも連携するようになりました。最初には想像していなかったものが出てくるというのはありますし、柔軟に対応していくことも必要です。
- (会長) 警察や消防などは、入れたい気持ちもありますが、名指しで入れるのは、心配です。今後はそういったところとも協働していくということで、協議会として提案していけばよいのではないのでしょうか。
- (副会長) 市民は警察や消防が守ってくれると思っているかもしれませんが、いざという時には動いてもらえないかもしれません。警察や消防も市民と一緒に考えていただくためにも、ここで記述しておかないと、警察や消防は、自分達とは関係ないと思われてしまうと思います。
- (委員) この主体の考え方では、10年前の指針とあまり変わっていないように思えます。
- (副会長) 榊原記念病院では、自治会としては、大地震の時に助けに行くものと思っていましたが、むしろ周囲の人を受け入れたり、個人開業医と

のネットワークの体制を作っているということを知りました。これもまさに協働と言えます。

(委員) 医療機関はなんとなくわかりますが、警察や消防との協働というのは具体的にはどのようなものがあるのでしょうか。自治会に防犯の話をしにいくとか、交通安全の取組などがあると思いますが、職務として行っているのではないのでしょうか。職務として行っているものだけなら、協働の主体としては書かなくてよいと思います。条例で縛りを持っているのであれば、市の中に含まれていると考えることもできると思います。市民と一緒に活動しているというのを知ってもらうことをアピールする必要があるとあって、それをこの協議会で強調する必要があるとするなら、修正の手続きが必要という話になると思います。

(委員) 警察や消防は、市ではなくて、国の機関ということでしょうか。公的機関という表現ならよいのではないのでしょうか。

(委員) 国や都だとしても、望ましいなら一緒に活動すべきだと思います。

(委員) 三鷹市では、災害時に交通を遮断する権限を持っているのが警察と消防で、市民が事前にわかりにくいと、目的別ということでパートナーシップを結んでいます。

(委員) 基本的にはすべて職務と言えるのではないのでしょうか。協働を目的として活動しているものもあるとは思いますが。

(副会長) 警察や消防は、ここまでという細かい決まりがあるわけではなく、職務を越えて行っていることも多いと思います。

(委員) 入れるとするなら、「公的機関（警察、消防等）」ではどうでしょう。

(会長) 3頁の協働の主体の「イ 各活動団体」と「ウ 市」の間に、⑤として、「公的機関」を入れるのがよいのでは。

(委員) 「ウ 公的機関」をとして、「エ 市」としてはどうでしょう。

(事務局) パブリック・コメントは、市民にこういった内容でいきますということを約束したもので、大きな変更はできないものと考えます。大きな変更になると、修正するための説明が必要になります。

(委員) パブリック・コメントの意見を見て、協議会として変更したという説明はできないのでしょうか。

(委員) 7頁の図について、参考資料2の協働の木を提案したいと思います。協働の果実が市民の元へ届くという、協働のメリットを表現したいので、花の形よりもふさわしいと思います。

(委員) 図の修正ということなら、文章に書いてあることを表現するという事で、文章に合っているのなら変更できるのではないのでしょうか。文章に入っていないことを図で追加するのは大きな変更になってしまう

と思います。

(委員) こういった図は、作るのなら、しっかりと考えて作る必要があると思います。そうでないなら、シンプルな、今のままの図でもよいのではないかと思います。自分のイメージとしては、木で表現するなら、下に主体がいて、上に育っていくという形になると思うのですが。

(委員) 方針の内容に合っている形に修正するのならよいと思います。

(会長) ありがとうございます。そろそろ時間が来ておりますので、本日の会はこのあたりにしたいと思いますが、いろいろなご意見をいただきましたが、事務局で検討していただきます。修正については、事務局と相談のうえ、会長預かりをさせていただきます。もし何かご意見がある方は、事務局まで意見をいただければと思います。イメージ図も、提案がある方は提出してください。

(委員) 基本方針ができたなら、ポイントを絞って、広報や、「まるごと府中」、ホームページでしっかりPRをしてほしいです。会長と市長の対談などもできるとよいと思います。

3 その他

(※第10回協議会は3月7日(金)午前10時から開催、議題は、中間報告書の最終確認との説明)

(※事務局より委員へ、中間報告書などに関する意見の提出は2月19日(水)までに送付するようにとの説明)

(会長) それでは、以上をもちまして、本日の協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。